

平成30年度第3回 岡山市総合教育会議

日 時：平成31年3月22日（金）

午後3時30分～

場 所：市庁舎 第3会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 協議事項

(1) 子どもたちの健全育成に向けた取組について

(2) 教職員の働き方改革について

3 閉 会

岡山市の学校における働き方改革の取組

目的：長時間勤務が常態化している教職員の働き方改革を推進し、教職員の子どもと向き合う時間を確保するとともに、教職員の負担軽減を図る。

岡山市の取組



基本方針

学校の業務削減（A）・外部への啓発（B）

勤務時間の在り方に関する意識改革（C）

<部活動指導の見直し> **A B C**

- ・部活動指導員の配置

<ICT環境の整備> **A**

- ・校務支援システムの整備
- ・ICTヘルプデスクの設置
- ・コンピュータの整備

<総合教育調査> **A**

<相談窓口の設置・支援員の配置> **A**

- ・学校問題相談窓口
- ・特別支援教育支援員
- ・習熟度別サポーター
- ・岡山っ子スタート・サポーター
- ・スクールカウンセラー
- ・不登校児童生徒支援員

<質問紙調査の実施> **A**

<学校閉庁日の設定> **A B C**

- ・8月13～15日

<学校業務アシストの配置> **A**

<調査文書の縮減> **A**

<会議・研修設定日の見直し> **A**

- ・運動会等の振替日となる月曜日を避ける

<学習支援ソフトの導入> **A**

- ・補充学習にかかる負担軽減
- ・H31より小学校にも導入

<留守番電話の設置> **A B C**

<広報紙等による周知・啓発> **B C**

- ・岡山市教育広報紙「こらぼ」等

新たな取組

【今後の国の動向への対応】

- ・勤務時間に関するガイドライン



学校現場の具体的意見の反映（ワーキンググループ等を活用）

教育委員会は 学校の働き方改革の推進を全面的にバックアップ

現在までの取組の成果

【時間外勤務の時間】

| | H28 | | H30 |
|-----|----------|---|----------|
| (小) | 46h18m/月 | → | 41h54m/月 |
| (中) | 88h36m/月 | → | 73h43m/月 |



【学校業務アシスト配置が「子どもと向き合う時間の確保につながった」と答えた教員】

| | H28 | | H30 |
|--|-------|---|------|
| | 77.3% | → | 100% |

【部活動指導員が「負担軽減に効果があった」と答えた学校】

| | H28 | | H30 |
|--|-------|---|-------|
| | 88.0% | → | 94.0% |

新たに留守番電話を設置することによる取組例

教職員 **A C**

校内で「退勤時間」「仕事の優先順位」の見直し

- ・業務を効率化，無駄を削減
- ・アシスト，支援員等を有効に活用
- ・子どもと向き合う時間を充実



保護者・地域 **B**

保護者・地域へ設置の目的を周知

教職員の勤務状況を理解し，働き方改革に協力

設置をきっかけに，働き方改革に対する教職員の意識改革とともに，保護者・地域の理解が促進される。

岡山市の教職員の時間外勤務の状況

小学校

残業が月80時間を超える教職員（H30年度 4～12月） ※持ち帰り業務を含む

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 86人 | 108人 | 114人 | 28人 | 3人 | 23人 | 93人 | 81人 | 22人 |
| 4% | 5% | 5.3% | 1.3% | 0.1% | 1.1% | 4.3% | 3.8% | 1% |



・運動会 等



・音楽会、学習発表会
・修学旅行 等

【特徴・傾向】

- ・25人に1人が80時間を超えている
→ 1校あたり1人

中学校

残業が月80時間を超える教職員（H30年度 4～12月） ※持ち帰り業務を含む

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|------|-------|-------|------|-----|-------|-------|-------|------|
| 242人 | 285人 | 270人 | 84人 | 12人 | 136人 | 241人 | 212人 | 84人 |
| 21% | 24.7% | 23.4% | 7.3% | 1% | 11.8% | 20.9% | 18.4% | 7.3% |



・修学旅行
・体育会
・部活動の大会



・部活動の大会
・文化行事 等

【特徴・傾向】

- ・5人に1人が80時間を超えている
- ・5月6月は修学旅行や体育会等の行事が多いことが影響
- ・部の大会（5・6月、10・11月）も影響
- ・部活動休養日が週2日になってやや減少

平成30年度第3回岡山市総合教育会議

調査・分析ご報告資料

～教職員の働き方改革について～

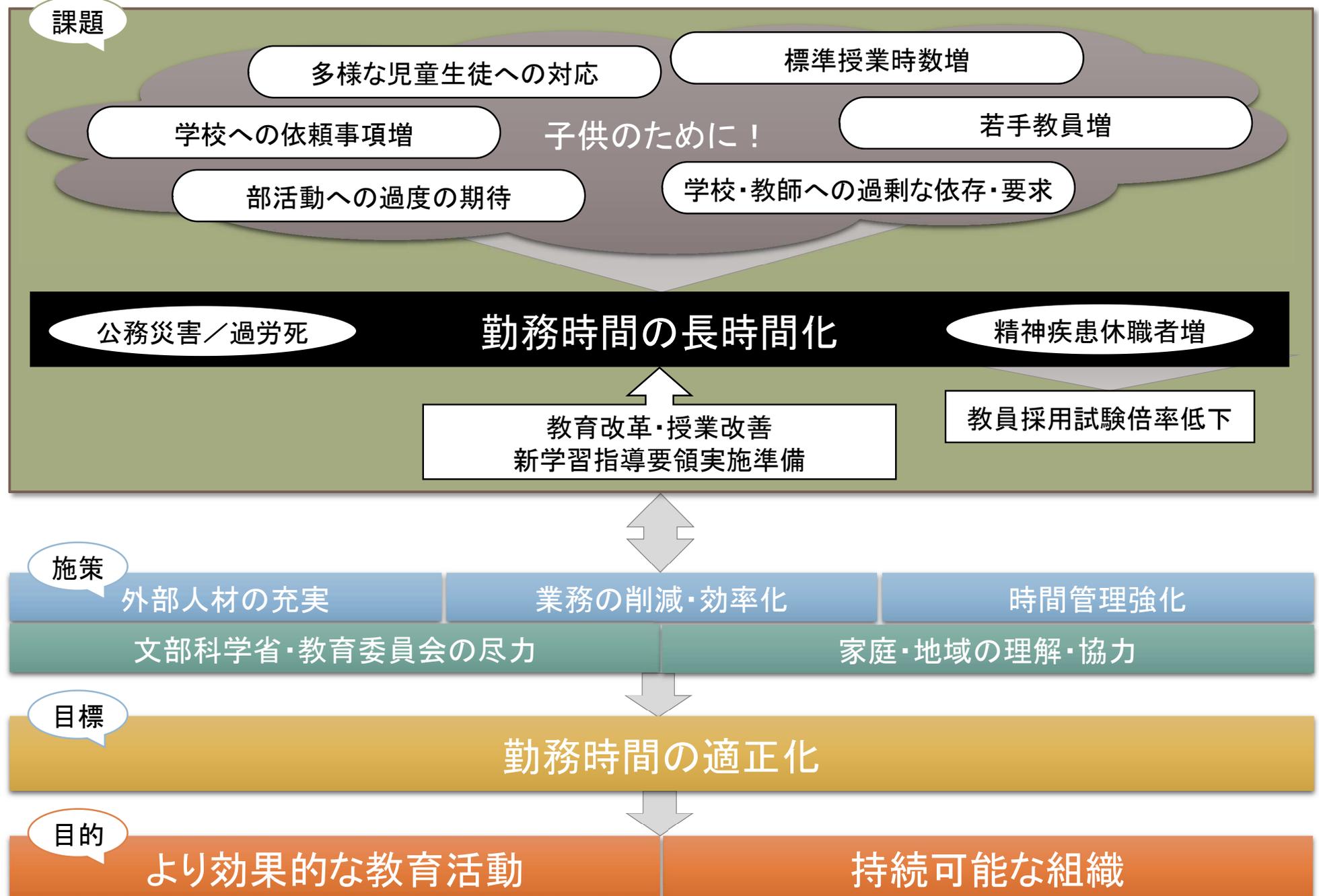
- 学校における働き方改革についての国の動向・発信
- 企業における働き方改革
- 他自治体の状況
- 資料

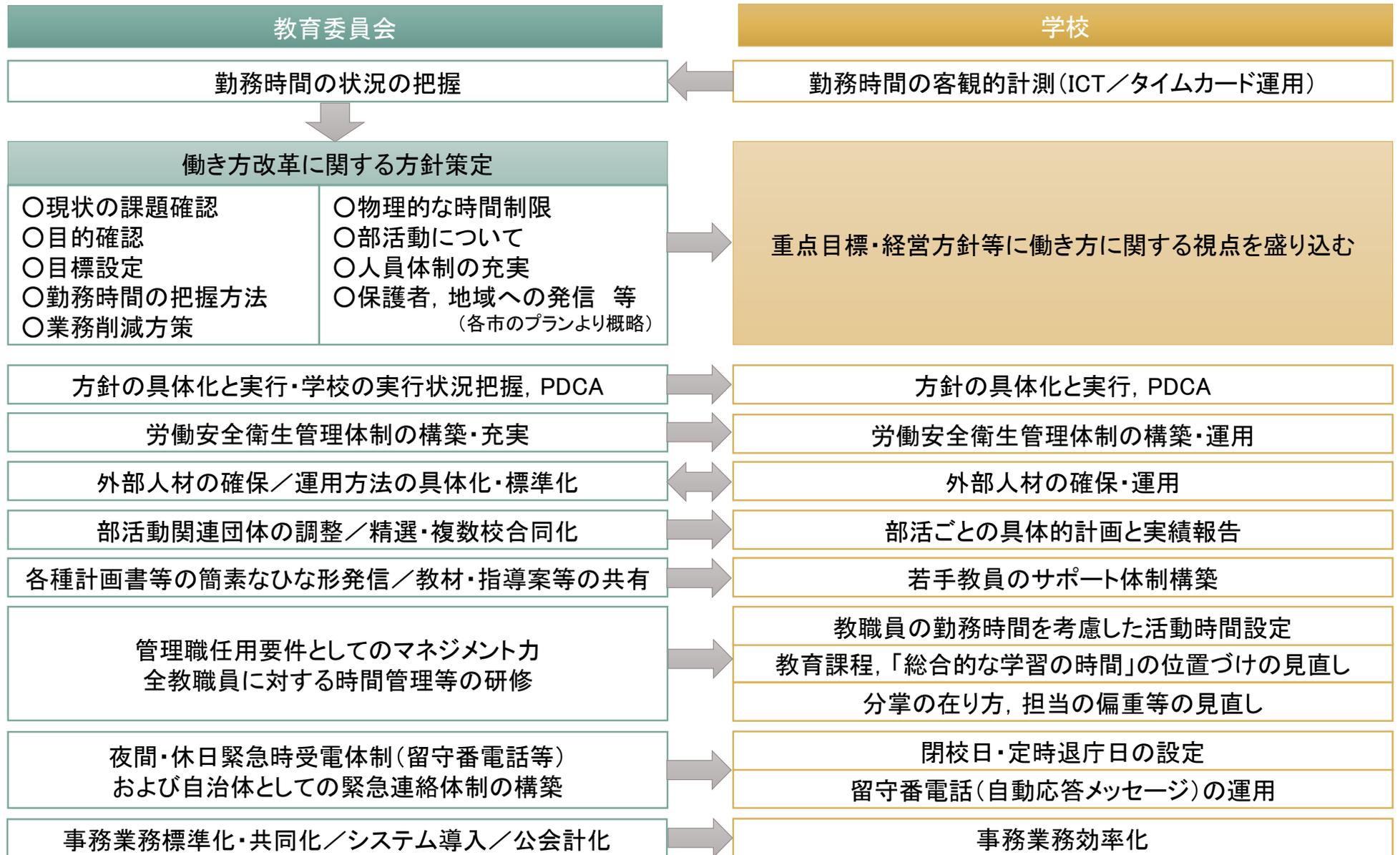
平成31年3月22日
株式会社ベネッセコーポレーション

学校における働き方改革についての 国の動向・発信

本資料における、「教員」、「教職員」、「教師」などの呼称は、中央教育審議会の答申等で使用されている表現をそのまま引用しております。

| | |
|-------------|--|
| 平成29年4月28日 | 「教員勤務実態調査(平成28年度)の集計(速報値)について」公表 |
| 平成29年6月22日 | 中央教育審議会において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(学校における働き方改革特別部会)」大臣諮問 |
| 平成29年8月29日 | 「学校における働き方改革に係る緊急提言」発表 |
| 平成29年12月22日 | 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」発表 |
| 平成29年12月26日 | 「学校における働き方改革に関する緊急対策」発表 |
| 平成30年2月9日 | 文部科学省 「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(通知)」 |
| 平成30年3月 | 文部科学省 「公立小学校・中学校等教員勤務実態調査研究」結果公表 |
| 平成30年3月19日 | スポーツ庁 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」 |
| 平成30年9月27日 | 文部科学省 「教員勤務実態調査(平成28年度)の分析結果及び確定値の公表」 |
| 平成30年12月6日 | 中央教育審議会 答申案等 |
| 平成30年12月27日 | 文化庁 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」 |
| 平成31年1月25日 | 中央教育審議会 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」 |
| | 文部科学省 「学校における働き方改革推進本部」を設置。(本部長＝文部科学大臣) |





「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」

大原則：定められた勤務時間内で業務を行うことが基本。

| | | |
|---------|----|--|
| 上限の目安時間 | 原則 | <p>①1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えない。</p> <p>②1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えない。</p> |
| | 特例 | <p>①臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えない。 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6か月までとする。</p> <p>②1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満とする。 連続する複数月(2か月, 3か月, 4か月, 5か月, 6か月)のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えない。</p> |

民間企業では、労使で合意した臨時的業務を具体的に記述して労働局に提出。
 × 部活動の指導
 ○ 大会前の部活動の指導
 × 授業準備
 ○ 研究授業準備

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

| | | |
|----------------|---------|--|
| 活動時間および休養日等の基準 | 学期中 | 週当たり2日以上 の休養日(平日に少なくとも1日, 週末に少なくとも1日以上。) 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。 |
| | 長期休業中 | 休養日の設定は、学期中に準ずる。さらにある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。 |
| | 1日の活動時間 | 平日では 2時間程度 まで、学校の 休業日は3時間程度 まで |

【参考】業務内容別の学内勤務時間(教諭のみ平日1日当たり)

- 「授業」「授業準備」以外で大きな効果が見込めるのは、「生徒指導(集団)～給食・掃除指導等～」 「成績処理」「朝の業務」と中学校の「部活動・クラブ活動」。目標設定根拠の中心に。
- 「授業準備」についても情報の共有や小学校での教科担任制等により時間の削減が期待できる。

<小学校>

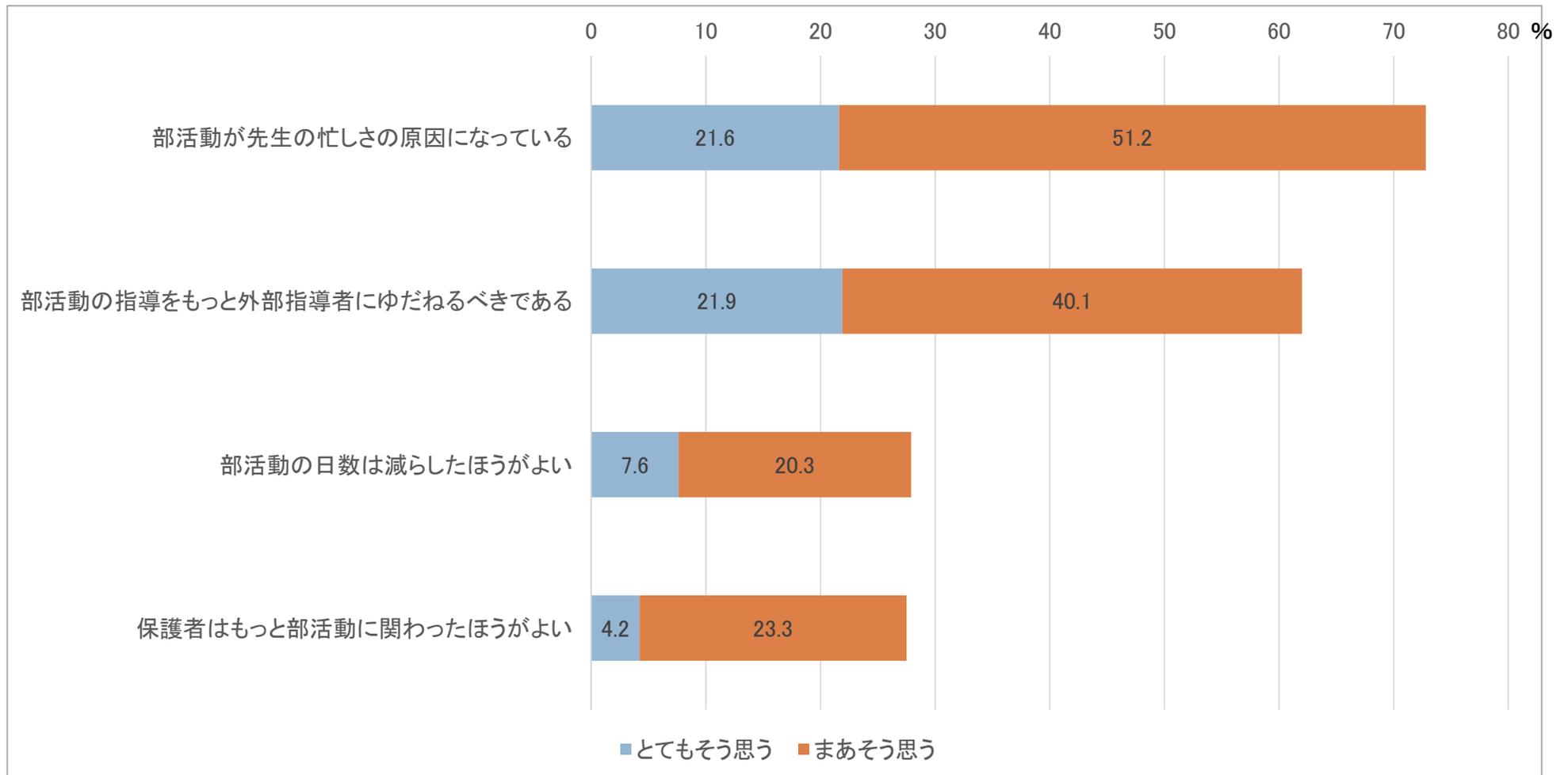
| | | 平成18年度 | 平成28年度 | (比率) | 増減 |
|---|------------|--------|--------|-------|-------|
| b | 授業 | 3:58 | 4:25 | 40.0% | +0:27 |
| c | 授業準備 | 1:09 | 1:17 | 11.6% | +0:08 |
| f | 生徒指導(集団) | 1:17 | 1:00 | 9.1% | -0:17 |
| a | 朝の業務 | 0:33 | 0:35 | 5.3% | +0:02 |
| e | 成績処理 | 0:33 | 0:33 | 5.0% | ±0:00 |
| j | 学校行事 | 0:29 | 0:26 | 3.9% | -0:03 |
| m | 会議・打合せ | 0:31 | 0:24 | 3.6% | -0:07 |
| k | 学年・学級経営 | 0:14 | 0:23 | 3.5% | +0:09 |
| l | 学校経営 | 0:15 | 0:22 | 3.3% | +0:07 |
| n | 事務・報告書作成 | 0:11 | 0:17 | 2.6% | +0:06 |
| d | 学習指導 | 0:08 | 0:15 | 2.3% | +0:07 |
| o | 校内研修 | 0:15 | 0:13 | 2.0% | -0:02 |
| s | 校務としての研修 | 0:13 | 0:13 | 2.0% | ±0:00 |
| u | その他の校務 | 0:14 | 0:09 | 1.4% | -0:05 |
| h | 部活動・クラブ活動 | 0:06 | 0:07 | 1.1% | +0:01 |
| p | 保護者・PTA対応 | 0:06 | 0:07 | 1.1% | +0:01 |
| g | 生徒指導(個別) | 0:04 | 0:05 | 0.8% | +0:01 |
| t | 会議・打合せ(校外) | 0:05 | 0:05 | 0.8% | ±0:00 |
| i | 児童会・生徒会指導 | 0:03 | 0:03 | 0.5% | ±0:00 |
| r | 行政・関係団体対応 | 0:00 | 0:02 | 0.3% | +0:02 |
| q | 地域対応 | 0:00 | 0:01 | 0.2% | +0:01 |

<中学校>

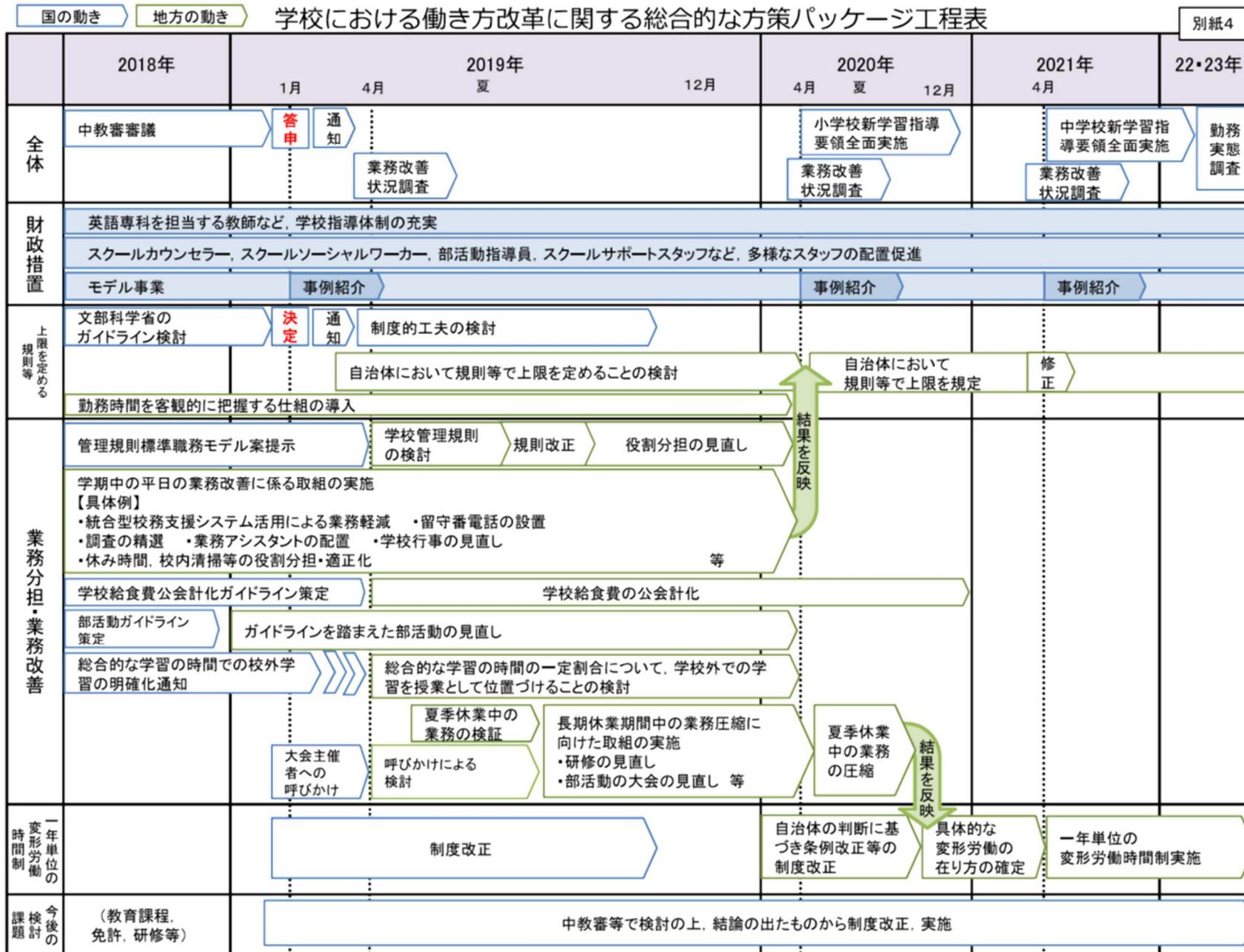
| | | 平成18年度 | 平成28年度 | (比率) | 増減 |
|---|------------|--------|--------|-------|-------|
| b | 授業 | 3:11 | 3:26 | 30.4% | +0:15 |
| c | 授業準備 | 1:11 | 1:26 | 12.7% | +0:15 |
| f | 生徒指導(集団) | 1:06 | 1:02 | 9.1% | -0:04 |
| h | 部活動・クラブ活動 | 0:34 | 0:41 | 6.0% | +0:07 |
| e | 成績処理 | 0:25 | 0:38 | 5.6% | +0:13 |
| a | 朝の業務 | 0:34 | 0:37 | 5.5% | +0:03 |
| k | 学年・学級経営 | 0:27 | 0:37 | 5.5% | +0:10 |
| j | 学校行事 | 0:53 | 0:27 | 4.0% | -0:26 |
| m | 会議・打合せ | 0:29 | 0:25 | 3.7% | -0:04 |
| l | 学校経営 | 0:18 | 0:21 | 3.1% | +0:03 |
| n | 事務・報告書作成 | 0:19 | 0:19 | 2.8% | ±0:00 |
| g | 生徒指導(個別) | 0:22 | 0:18 | 2.7% | -0:04 |
| s | 校務としての研修 | 0:11 | 0:12 | 1.8% | +0:01 |
| p | 保護者・PTA対応 | 0:10 | 0:10 | 1.5% | ±0:00 |
| d | 学習指導 | 0:05 | 0:09 | 1.3% | +0:04 |
| u | その他の校務 | 0:17 | 0:09 | 1.3% | -0:08 |
| t | 会議・打合せ(校外) | 0:08 | 0:07 | 1.0% | -0:01 |
| i | 児童会・生徒会指導 | 0:06 | 0:06 | 0.9% | ±0:00 |
| o | 校内研修 | 0:04 | 0:06 | 0.9% | +0:02 |
| q | 地域対応 | 0:01 | 0:01 | 0.1% | ±0:00 |
| r | 行政・関係団体対応 | 0:01 | 0:01 | 0.1% | ±0:00 |

(「教員勤務実態調査(平成28年度)(確定値)について」より)

○部活動が教員の忙しさの一因であることは理解されているが、部活動の日数を減らすことについては保護者との丁寧なコミュニケーションが必要。



学校における働き方改革についての国の動向



(中教審答申より)

「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」 1. 趣旨より

本ガイドラインについては、中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(答申)において、本ガイドラインの実効性を高めるため、「**文部科学省は、その根拠を法令上規定するなどの工夫を図り、学校現場で確実に遵守されるよう**」取り組むべきであるとされていることを踏まえ、文部科学省として更に検討を続けていくこととしており、各教育委員会においては、この点にも留意して取組を進められたい。



「学校における働き方改革推進本部」設置

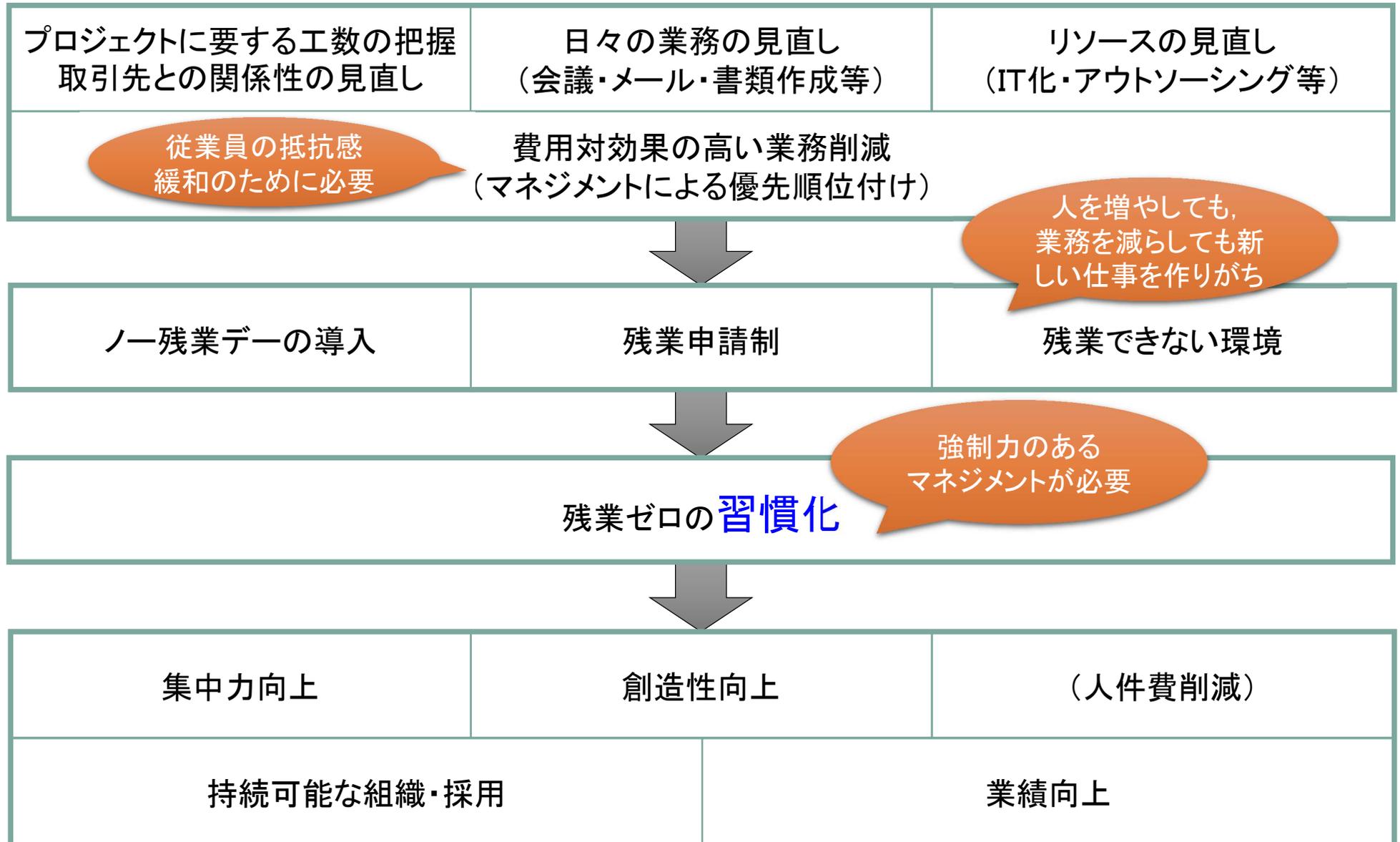
| | |
|------|--|
| 構成員 | 文部科学大臣, 副大臣, 政務官, 事務次官, 審議官, 官房長, 局長, 部長等 |
| 検討事項 | <ul style="list-style-type: none"> ○総合的な方策パッケージ工程表の着実な実施とそのフォローアップ ○地域や保護者をはじめとした社会に対する明確なメッセージの発出 ○学期中及び長期休業期間中の業務の明確化・適正化を加速させるための仕組みの構築 ○学校に新たな業務を付加する場合のスクラップ・アンド・ビルドの徹底 ○学校及び教育委員会の取組を支える確実な条件整備 ○学校における働き方改革のための制度改革の推進 ○その他学校における働き方改革の実効化に関すること |
| 幹事会 | 本部の下に幹事会として各局各課等を設置 |
| 庶務 | 初等中等教育局財務課 |

| 学校における働き方改革に関する文部科学省工程表① | | | | | | | | | |
|----------------------------|---|-----------------|---------------------|--|------------------------------------|--|-------------------------|--------|----|
| | 2018年 | 2019年 | | | 2020年 | | 2021年 | 22・23年 | |
| | | 1月 | 4月 | 夏 | 12月 | 4月 | 夏 | 12月 | 4月 |
| 全体 | 中教審 働き方改革 審議 | 答申 | 工程表 作成 | 通知 | TALIS 2018公表 | PISA 2018公表 | 小・中・高等学校 新学習指導要領順次実施 | | |
| | | 働き方改革 推進本部設置 | | 随時開催 幹事会 随時開催 | | | | | |
| | 教育課程、免許、研修、先端技術の効果的な活用等、今後の検討課題について中教審等で検討の上、結論の出たものから制度改正、実施 | | | | | | | | |
| 勤務時間管理の徹底 | ガイドライン 検討 | 決定 | 通知 | 運用に係る Q&Aの提示 | 制度的工夫を 踏まえた対応 の教育委員会 への周知 | | | | |
| | | | | 法令上の根拠を設ける 制度的工夫の検討 | 制度改正 | 上限ガイドラインを始点としたPDCAサイクルの実施 | | | |
| | 教育委員会に対し、地方財政措置も活用した勤務時間管理の徹底を指導 | | | | | | | | |
| 労働安全衛生管理の徹底 | 全ての学校での労働安全衛生管理(ストレスチェックを含む)の充実を指導 | | | | | | | | |
| | 法令上の義務の遵守徹底を指導 | | | | | 実施状況を調査・公表、指導を実施 ※特にストレスチェックについては市町村毎の公表を予定 | | | |
| | 労働安全衛生に関するわかりやすい資料作成 | | | 教育委員会へ周知 | | | | | |
| | 労働安全衛生に関する先進事例の収集 | | | | | | | | |
| | 勤務環境の改善事例の把握 | | | 電話窓口の活用を啓発 | | | | | |
| 空調整備の支援 | | | | | | | | | |
| 意識改革 | 各種会議での呼びかけ | | | | | | | | |
| | フォーラムの開催 | | | フォーラム | | | フォーラム | | |
| メッセージ発信 | 優秀教職員表彰での働き方改革の観点考慮 表彰 | | | | | | | | |
| | 学校評価における評価項目例の作成 | | | 教育委員会へ周知 | | | | | |
| | 大臣 メッセージ 发出 | | | 関係省庁へ協力等要請 関係団体(知事会、市長会、町村会、経済 団体等)へ協力等要請 PTA等と連 携して周知 | | | | | |
| 教育委員会向けビデオ教材 作成 | | | 地方公共団体の研修等における活用促進 | | | | | | |
| 政府広報等を活用したWEB 動画等の作成・周知 | | | ポイント等を明示した資料 の作成 | | | | | | |
| 業務改善の優良事例収集 | | | | | | | | | |

| 学校における働き方改革に関する文部科学省工程表② | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|---|-------------------------|----------|-------|-------------------|-------|---------|----|--|
| | 2018年 | 2019年 | | | 2020年 | | 2021年 | 22・23年 | | |
| | | 1月 | 4月 | 夏 | 12月 | 4月 | 夏 | 12月 | | |
| 業務の役割分担・適正化 | 組織再編 | 学校へ新たな業務を付加しようとする場合にはスクラップ・アンド・ビルドを原則とし、財務課と調整することを徹底 | | | | | | | | |
| | 業務改善状況調査の見直し | | 調査の実施 | 市区町村別に公表 | | 調査 | 公表 | 調査 | 公表 | |
| | 学校管理規則、標準職務モデル案提示 | | | | | | | | | |
| | 学校単位で作成される計画の効果的な在り方の提示 | | | | | | | | | |
| | 部活動ガイドライン策定 | 地域・保護者向けメッセージ発出 | | | | | | | | |
| | | 教育委員会等への要請 | | | | | | | | |
| | | 大会主催者への大会日程や出場資格・引率に係る規定の見直し要請 | 実施状況を踏まえつつ、大会主催者へ引き続き要請 | | | | | | | |
| | | 部活動ガイドライン遵守を前提とした部活動指導員の配置 | | | | | | | | |
| | | 将来的に、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるために必要な方策を検討 | | | | | | | | |
| | | 学校給食費公会計化ガイドライン策定 | | | | | | | | |
| | これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の役割分担・適正化を進めるための方策の推進 | | | | | | | | | |
| | 総合的な学習の時間での校外学習の明確化、様式の簡素化など指導要録の改善通知 | | | | | | | | | |
| 組織運営体制 | 業務効率化に向けた、組織や校務分掌の整理・統合のモデルを提示 | | | | | | | | | |
| | 主幹教諭や事務職員の活用による業務改善等の優良事例の収集 | | | | | | | 優良事例の周知 | | |
| | 学校管理規則、標準職務モデル案提示 | | | | | | | | | |
| | 若手教師支援のため、ホームページやSNS等を通じた指導方法等に関する情報を発信 | | | | | | | | | |
| 勤務時間制度 | 一年単位の変形労働時間制導入に向けた制度的検討 | 制度改正 | | | 周知 | | | | | |
| | 部活動の大会主催者等に対する夏季休業中の大会の見直し要請 | | | | | | | | | |
| | 夏季休業中に業務を求めてきた通知等の見直し | | | | | | | | | |
| | 教職調整額の水準について、必要に応じ中長期的な課題として検討 | | | | | | | | | |
| | 公立学校の教師に関する労働環境について、法制的な枠組みを含め、必要に応じて検討 | | | | | | | | | |
| 環境整備 | 英語専科を担当する教師など、学校指導體制の充実 | | | | | | | | | |
| | スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、スクールサポートスタッフなど、多様なスタッフの配置促進 | | | | | | | | | |
| | 家庭教育の充実への支援、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入や地域学校協働活動の推進 | | | | | | | | | |
| | 校務の情報化など、学校のICT環境整備の推進 | | | | | | | | | |
| | モデル事業 | 事例紹介 | | | 事例紹介 | | | 事例紹介 | | |
| フォローアップ等 | 積極的に取り組んでいる地方公共団体に対してインセンティブを講じる仕組みを検討 | | | | | インセンティブを講じる仕組みの導入 | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 勤務実態調査 | | | | | | | | | |

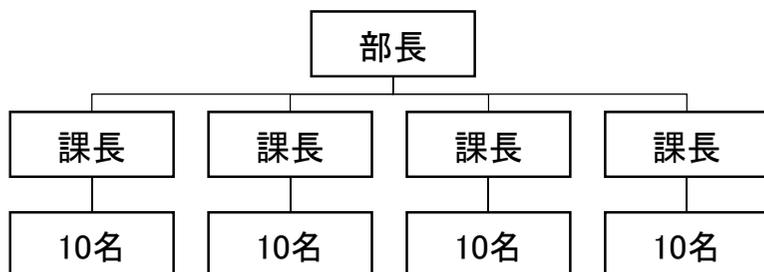
企業における働き方改革

○企業における“残業ゼロ”の最大の目的は、「会社の継続」。

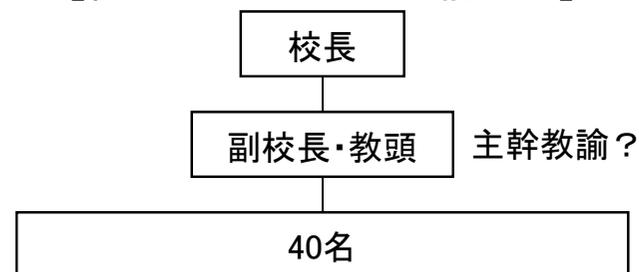


| 業種 | | 施策 |
|----------|----|---|
| アニメ制作 | 施策 | 「 残業チケット 」 月初にシステム上でチケットを10枚配布。1回の残業で1枚使用。6枚以上の使用には 福利厚生 ポイント(景品が当たる)がマイナスになるペナルティ |
| | 効果 | 残業約 80%減 。早く帰ることが当たり前。 空いた時間に「 インプット(自己研鑽) 」ができるようになった。 |
| 化粧品通販 | 施策 | ルーティン業務は システム化 データ入力などの単純作業や資料作成業務は アウトソーシング 6つのルール「社内資料はつくりこまない」「会議は30分」「社内メールで『お疲れさまです』は使わない」「社内のスケジュールは上司に対しても勝手に入れる」「横断業務のプロジェクト化」「社内の根回し」 |
| | 効果 | ほとんどの社員が 17時に帰る (定時は17時30分)。 仕事の質向上・新商品開発の活性化 |
| クリーンサービス | 施策 | 残業を減らさなければ ボーナス評価 に影響 21時半(現在は21時)～4時までは 社内システムに入れない ようにした。 オフィスにネットワーク カメラ を入れてモニターリング 警備会社から 施錠記録 を入手して公開 iPadを配布して、営業などの外出先でのスキマ時間に仕事可能に。 企画書は『A4・1枚』の テキスト で。 一部部署の社員の 椅子をなくす 。 |
| | 効果 | 1か月平均残業時間76時間⇒35時間 過去 最高売上・最高益 人件費1億5千万円削減⇒従業員の報酬増 新卒採用の最大の武器＝社員が辞めない会社になる |

| | |
|-----------------------|---|
| トップが残業ゼロを宣言して、定時に退社する | ○今日中にトップに確認しなければならない事項があれば、社員は定時に確認しなければならない。トップが長時間労働タイプだと遅い時間でもよいと思ってしまう。 |
| 残業禁止 | ○会社に残れる時間を決めて、それ以降は残業を禁止にする。 ○電気を消して社内イントラネットを使用できないようにする。 ○残業をしたら罰金をとる／賞与を減らす。 ○残業をしない日が一番多かった社員に報酬・表彰 ○残業する社員は、派手な「残業マント」を羽織らなければならない |
| 帰りやすい環境づくり | ○その日の予定を同じ部署メンバーに「朝メール」、退社時に一日の成果や計画どおりできなかったこと等を「夜メール」 ○朝のミーティングで一人ひとりがその日の予定退社時刻を宣言 |
| 業務削減 | ○企画書・報告書等社内資料は、色、フォント、デザイン等過剰に装飾しない。 ○案件すべてにデッドラインをつけ、徹底する。 ○本当に必要な会議だけ行う。メールや個別対応で済むものは会議を行わない。 ○会議の前に目的やテーマを明確にして、参加者に通達する。 ○会議にはトピックごとに制限時間を設ける。 ○会議は立って行う。 |
| マネジメント体制 | ○業務の質にもよるが、1人の中間管理職(課長等)が直接的に深く育成・指示・管理できる部下の数は10名前後と言われる。 |



【密なマネジメントは可能か？】



他自治体の状況

| 時間外勤務時間の削減目標 | |
|--------------|---|
| 千葉市 | 10時間削減 60時間を超える人数の割合を5割削減⇒将来的には0へ |
| 横浜市 | 80時間超の教職員の割合を0へ |
| 新潟市 | 45時間以下の教職員を増やす |
| 静岡市 | 長時間労働対象者(※)20%以下 (※1か月100時間以上, 2か月連続80時間以上, 3か月連続45時間以上) |
| 浜松市 | 80時間超の教職員数(年間延べ)を10%削減 意識調査「退勤後はリフレッシュできていると思う(仮)」の項目で, 肯定的な回答の割合50%以上 「休日はリフレッシュできていると思う(仮)」の項目で肯定的な回答の割合70%以上 教職員への意識調査「タイムマネジメントを意識した働き方を実施している(仮)」の項目で肯定的な回答の割合70%以上 |
| 堺市 | 20%縮減 年間720時間超ゼロ |
| 広島市 | 全教職員45時間以下 80時間超の教職員の割合0%(連続3か月平均) |
| 熊本市 | 80時間を超える教職員数0人(1か月) 教職員の正規の勤務時間外の在校時間25%減(H32までにH29に対して) |

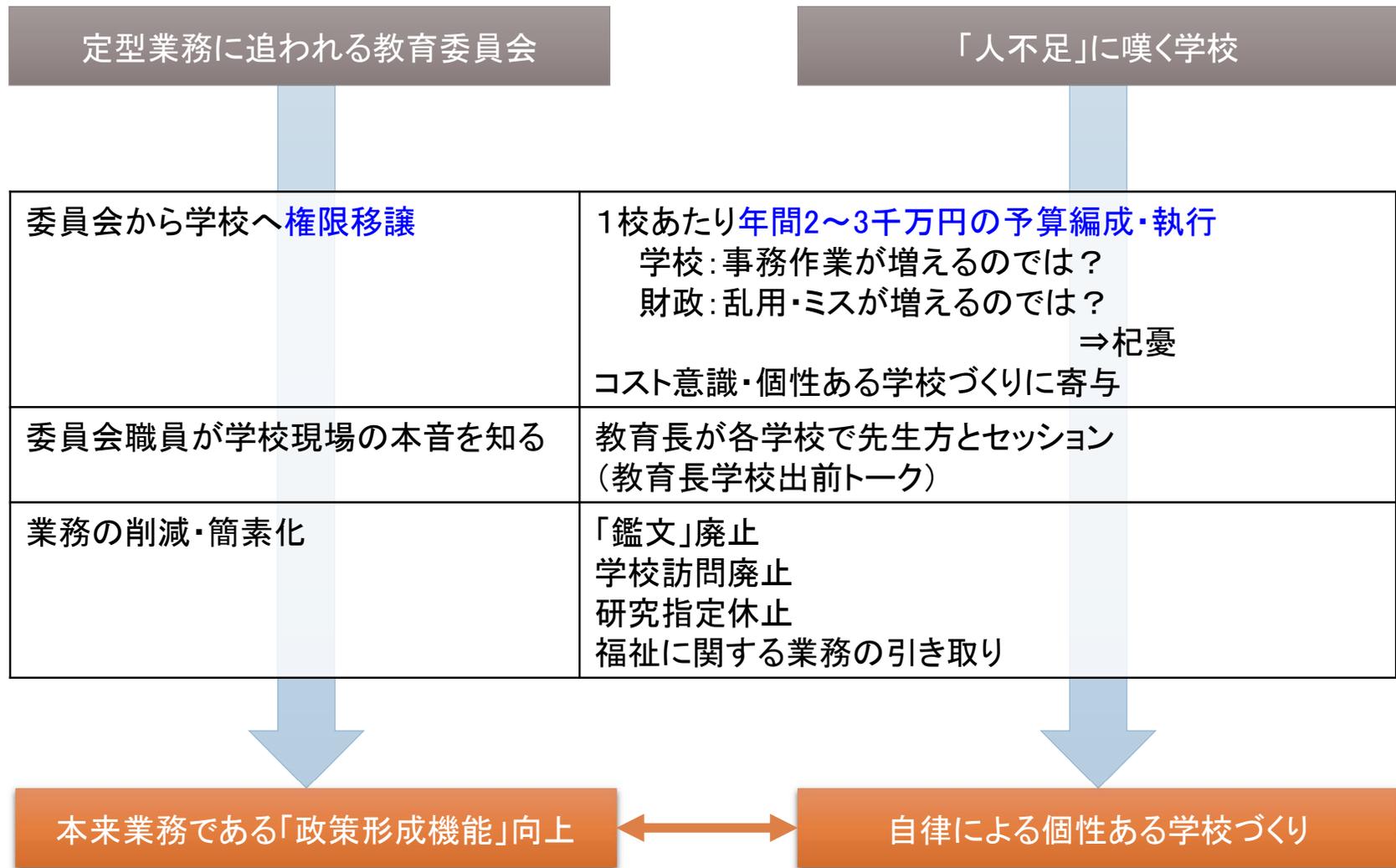
| 年次有給休暇取得日数目標 | |
|--------------|------------------|
| 横浜市 | 全員10日以上 |
| 新潟市 | 14日以上取得する教職員を増やす |
| 広島市 | 16日以上(平均取得日数) |

| 放課後、土日祝日の留守番電話等の導入 | |
|--------------------|--|
| さいたま市 | 自動音声ガイダンスの導入を検討 |
| 千葉市 | 自動応答電話導入を検討(閉庁日及び19時～翌登校時間15分前まで) |
| 横浜市 | 学校により導入済(小:128校, 中:8校) |
| 相模原市 | 導入を検討(留守番電話の全校設置) |
| 新潟市 | 対応を検討(市全体のルール統一) |
| 静岡市 | 対応を研究(留守番電話やコールセンター等), 問合せ軽減の要請 |
| 浜松市 | 時間外の連絡自粛の要請, 導入に向けた検討 |
| 京都市 | 導入済み(小学校のみ, 19時以降), 導入予定(中学校は4月から) |
| 大阪市 | 導入済み(音声ガイダンス対応, 小:18:00～8:00, 中18:30～8:00) |
| 広島市 | 導入予定(H30:モデル校で検証, H31:順次実施) |
| 福岡市 | 不急な電話連絡を控えてもらうよう協力依頼 学校用携帯電話の配置 |
| 熊本市 | 導入予定(H30:導入準備, H31/1月:留守番応答電話導入) |

| | |
|----------|--|
| 目的 | 教員の負担軽減と会計の透明性向上・事故防止 |
| 公会計化 | 全ての給食費の徴収業務を市で管理する「学校給食費の完全公会計化」を実施 ※小学校においては給食費滞納補てん費を予算化 |
| 準公金 | 教材費等の学校徴収金 ※部活動費等一部現金の取り扱いが残るため継続検討 |
| 方法 | ○会計システム構築 ○人員増(教育委員会内で捻出) |
| スケジュール | 29年3月学校給食に関する条例提出(保護者負担の明確化, 減免規定の設置) 29年4月公金・準公金管理システム調達・構築 29年7月保護者への周知・口座登録開始 30年4月公会計制度開始 |
| 関係部署との調整 | 1 給食申込制及び私会計時の滞納分債権の対応<債権管理課> 2 児童手当からの天引き<こども企画課> 3 生活保護世帯児童生徒への現物給付化<保護課> 4 給食費減免制度の創設 |

| | | |
|------------|--|--|
| 学校数 | 小学校(46校) 中学校(22校) 特別支援学校(1校) 高等学校(1校) | |
| H30夏季閉庁期間 | 平成30年8月4日(土)～8月19日(日) ※16日間連続 | |
| 目的 | 年次有給休暇の取得促進 | |
| 閉庁ルール | <ul style="list-style-type: none"> ・閉庁期間中の学校は留守番電話設定 ・会議, 研修, 補充学習, 部活動指導等の通常業務を原則行わない ・大会等が近い部活動は特例として実施可とする | |
| 市教委のサポート | <ul style="list-style-type: none"> ・閉庁期間中, 市教委が24時間緊急電話で対応(携帯電話を交替で所持) ・事前に想定される対応策をFAQにし, 学校及び自治会, 学校運営協議会等関係者に周知 | |
| 閉庁期間中の緊急電話 | 生徒指導上の報告: 2件 軽度の事故報告: 2件 保護者による相談・報告: 12件 地域関係者による問い合わせ: 5件 | |
| アンケート結果 | 教職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・勤務日10日間のうち, 全く出勤しなかった教職員 942名(49.5%) 一度でも出勤をした教職員 963名(50.5%) ・休暇取得日数 夏季休暇(4日付与) 一人あたり3.85日(完全取得率94.2%) 年次休暇 一人あたり3.64日 土曜授業の振替休暇等 一人あたり1.22日 計8.71日 ・教育公務員特例法第22条2項による研修取得者 77名 ・支持率: 92.4% |
| | 地域 | 支持率: 96.2%(支持: 81.1%+やや: 15.1%) |
| | 保護者 | 支持率: 96.1%(支持: 72.3%+やや: 23.8%) |

閉庁中の来校理由
 1位: 動植物の世話(20.9%)
 2位: 郵便確認(14.9%)



「縦」の関係から「横」の関係に
「教育委員会は学校をサポート」

| | |
|---------|---|
| 連携先 | 日本マイクロソフト |
| プロジェクト名 | クラウドソリューションを活用した働き方改革基盤構築プロジェクト |
| スタート | 2018年4月3日(火) |
| 目的 | ICTを効果的に活用した働き方改革 |
| 内容 | クラウドベースの統合ソリューション「Microsoft 365」を導入 |
| 市職員施策 | <ul style="list-style-type: none"> ○市民からの問い合わせ対応などに Skype for Business、AIを使ったチャットボットを活用 ○AIを活用し、働き方を可視化・助言 ○平常時の情報インフラを、そのまま非常時の情報基盤として転用できるよう整備 |
| 教職員施策 | <ul style="list-style-type: none"> ○全136校の市立小中高等学校の教職員に対して、Windows 10 搭載デバイスを整備 ○校務・教務クラウドシステムを活用して、文書のデジタル化・情報共有 文書作成・印刷時間とコストの削減 / 授業コンテンツの共有 / テレワークの運用 ○校務の効率化と時間外労働の縮減を図る |

| | |
|--------|--|
| 連携先 | 熊本大学・熊本県立大学・NTTドコモ |
| 名称 | 教育情報化の推進に関する連携協定 |
| スタート | 2018年10月22日(月) |
| 目的 | 「確かな学力(思考力・判断力・表現力)の向上」「社会の変化に対応できる知識・技能の習得」 |
| 導入デバイス | <p>iPadを全小中学校に。 2018年9月に4,335台導入。2020年度までに全134校合計23,460台を整備定。 (小学生数41,045名, 19,077名, 合計60,122名。およそ3人に1台)</p> |
| 連携事項 | <ul style="list-style-type: none"> (1)ICT活用のための知識習得, ノウハウの共有 (2)ICT活用モデルカリキュラムの開発 (3)プログラミング教育普及のための取り組み (4)本協定の成果となる「教育ICT活用推進書」の策定 |

加えて、ドリル的問題の自動採点等、業務の効率化

| 主体 | 内容 |
|----------------|---|
| 東京都目黒区立小学校 | 平成14年度より 午前5時間制 を導入。 40分授業。登校時間を早め、中休みをなくして5分休憩。 午後は短時間学習+6校時を組み合わせる長時間学習とし実験や発表等に活用。 15時には下校時間。 |
| 神奈川県横浜市立小学校 | 学年団の中で学級を超えて教科を持ち合う 一部教科分担制 の導入。 教科数が減ることで、授業準備にかかる時間の削減。 |
| 神奈川県横浜市立北山田小学校 | ○16:45と18:45に、職員室内の全 パソコンのアラーム 機能を使ってメロディーが流れるようにセット。 ○保護者への連絡は メール配信・アンケートアプリ を活用。修学旅行の承諾書などはアンケート機能を使って双方向にやりとり。紙の印刷、提出を大幅に削減。 |
| 福岡県北九州市立二島小学校 | 昼休み 45分を25分に 短縮 。 児童の下校時間を早め、残り20分を下校後の休憩時間として放課後に確保。 |

- 人を増やし、業務を減らしても、時間管理意識を高めなければ、習慣的な長時間勤務は変わらない。
- 教職員の時間を学校から解放し、教職員自身に返す。



新潟市「第2次多忙化解消行動計画 教職員が生き生きと子どもと向き合えるための行動計画」より

【一人一取組で「自分時間」を創造く個の挑戦】

(前略)生み出された時間の一部は、「自分時間」として休養、自己研鑽、家庭、地域貢献などに活用してほしいと考えています。

| | | | | |
|---|------|--------------------------------|------|--------------------------------|
| 例 | 休養 | 読書をしたり、DVDを観たりして、自宅でゆっくり過ごす。 | 地域貢献 | 地域活動に子どもとともに参加する。 |
| | 自己研鑽 | 「生きた英語力の向上」のために、英会話教室へ通う。 | 健康増進 | ノー残業デーには、スポーツジムで汗を流し、リフレッシュする。 |
| | 家庭 | 毎週水曜日には、定時に退勤して、子どもと過ごす時間を増やす。 | 自己開発 | 資格取得に向けて、勉強する。 |

資料

【中心的な審議事項】

- 学校が担うべき業務の在り方について
- 教職員及び専門スタッフが担うべき業務の在り方及び役割分担について
- 教員が子供の指導に使命感を持ってより専念できる学校の組織運営体制の在り方及び勤務の在り方について

中教審答申「中間まとめ」を受けて、都道府県・政令市教育委員会へのより具体的な対策についての徹底

1. 学校における業務改善について

(1) 業務の役割分担・適正化を着実に実行するために教育委員会が取り組むべき方策について

- ①業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ
- ②事務職員の校務運営への参画の推進
- ③専門スタッフとの役割分担の明確化及び支援
- ④学校が教育活動に専念するための支援体制の構築
- ⑤業務の管理・調整を図る体制の構築
- ⑥関係機関との連携・協力体制の構築
- ⑦学校・家庭・地域の連携の促進
- ⑧統合型校務支援システム等のICTの活用推進
- ⑨研修の適正化
- ⑩各種研究事業等の適正化
- ⑪教育委員会事務局の体制整備
- ⑫授業時数の設定等における配慮
- ⑬各学校における業務改善の取組の促進

(2) 中間まとめにおいて示された業務の在り方に関する考え方を踏まえて教育委員会が特に留意して取り組むべき個別業務の役割分担及び適正化について

【基本的には学校以外が担うべき業務】

- ①登下校に関する対応
- ②放課後から夜間などにおける見回り, 児童生徒が補導されたときの対応
- ③学校徴収金の徴収・管理
- ④地域ボランティアとの連絡調整

【学校の業務だが, 必ずしも教師が担う必要のない業務】

- ⑤調査・統計等への回答等
- ⑥児童生徒の休み時間における対応
- ⑦校内清掃
- ⑧部活動

【教師の業務だが, 負担軽減が可能な業務】

- ⑨給食時の対応
- ⑩授業準備
- ⑪学習評価や成績処理
- ⑫学校行事等の準備・運営
- ⑬進路指導
- ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応

(3) 学校が作成する計画等及び学校の組織運営に関する見直しについて

- ①計画の統合も含め, 真に効果的な計画を作成
- ②複数教師協力・共有化
- ③教育委員会が求める計画のスクラップ&ビルド
- ④新たな課題への対応計画は既存の計画の範囲内で
- ⑤委員会等の合同設置, 構成員の統一

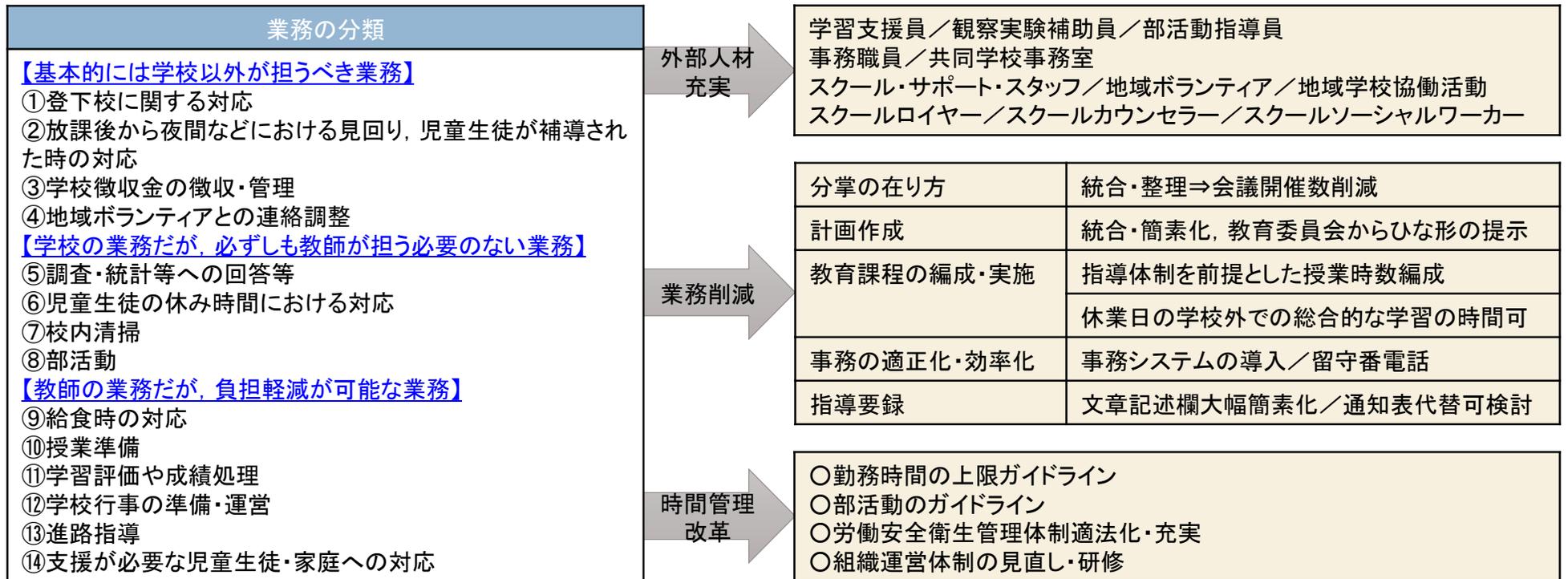
2. 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について

- ①客観的な勤務時間把握
- ②休憩時間の確保
- ③「超勤4項目」以外の時間外勤務業務命令に対する措置
- ④外部からの問い合わせ連絡体制整備
- ⑤学校閉庁日の設定
- ⑥保護者や地域の理解要請

3. 教職員全体の働き方に関する意識改革について

- ①管理職のマネジメント能力
- ②教職員全体の勤務時間意識
- ③重点目標・経営方針に働き方の視点を
- ④学校評価における働き方の項目設定
- ⑤教育委員会による自己点検・評価

| 働き方改革の目的 | |
|----------------|--|
| 「効果的な教育活動」のために | 家庭での時間，社会との接点を大切にする＝集中力を高め，視野を広げ，教育活動に生かす。 |
| 持続可能な組織とするために | 「魅力ある仕事」として優秀な人材を継続的に確保できるようにする。 |



文部科学省(要望)

教育委員会の取組状況の調査等を通じて，進展状況を市区町村ごとに把握し，広く公表することにより各地域の取組を促す。各地方公共団体の取組を国として評価し，予算上，制度上の(インセンティブ)を講じる仕組みを構築する。

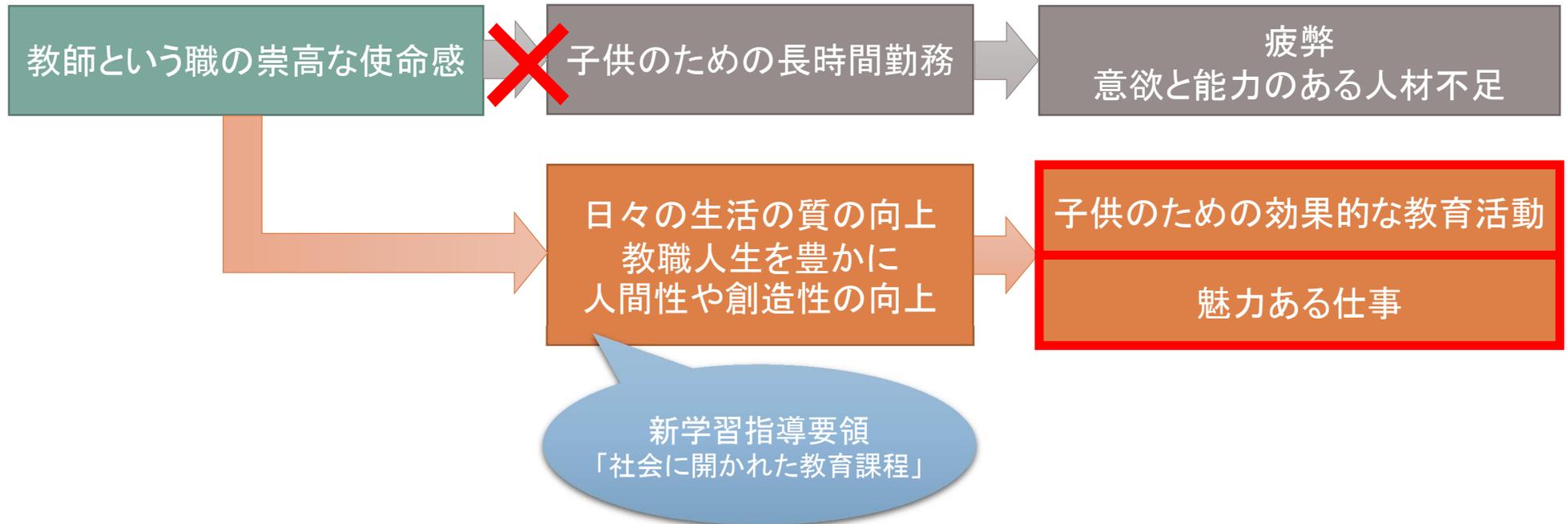
教育委員会(要望)

所管する学校における働き方改革に係る方針を示す。学校現場に課している業務負担を見直す。長時間勤務を削減したか自己点検・評価。定期的に教育委員会議や総合教育会議で扱う。

学校(要望)

教職員の働き方を改善する項目を盛り込んだ学校の重点目標や経営方針を設定。管理職のマネジメント強化。

「効果的な教育活動」「魅力ある仕事」を目的とした働き方改革。
豊かな教職人生を送り、人間性や創造性を向上させ、教育活動に生かす。



長時間「化」の要因として、大きくは、「若手の教師の増加」「学習指導要領の改訂」「中学校における部活動の指導時間の増加」ととらえている。

若手の教師の増加

経験の少なさやサポート体制の未整備等

授業準備や校務の処理に要する時間が長い

平成23, 24年度学習指導要領の改訂

総授業時数の増加

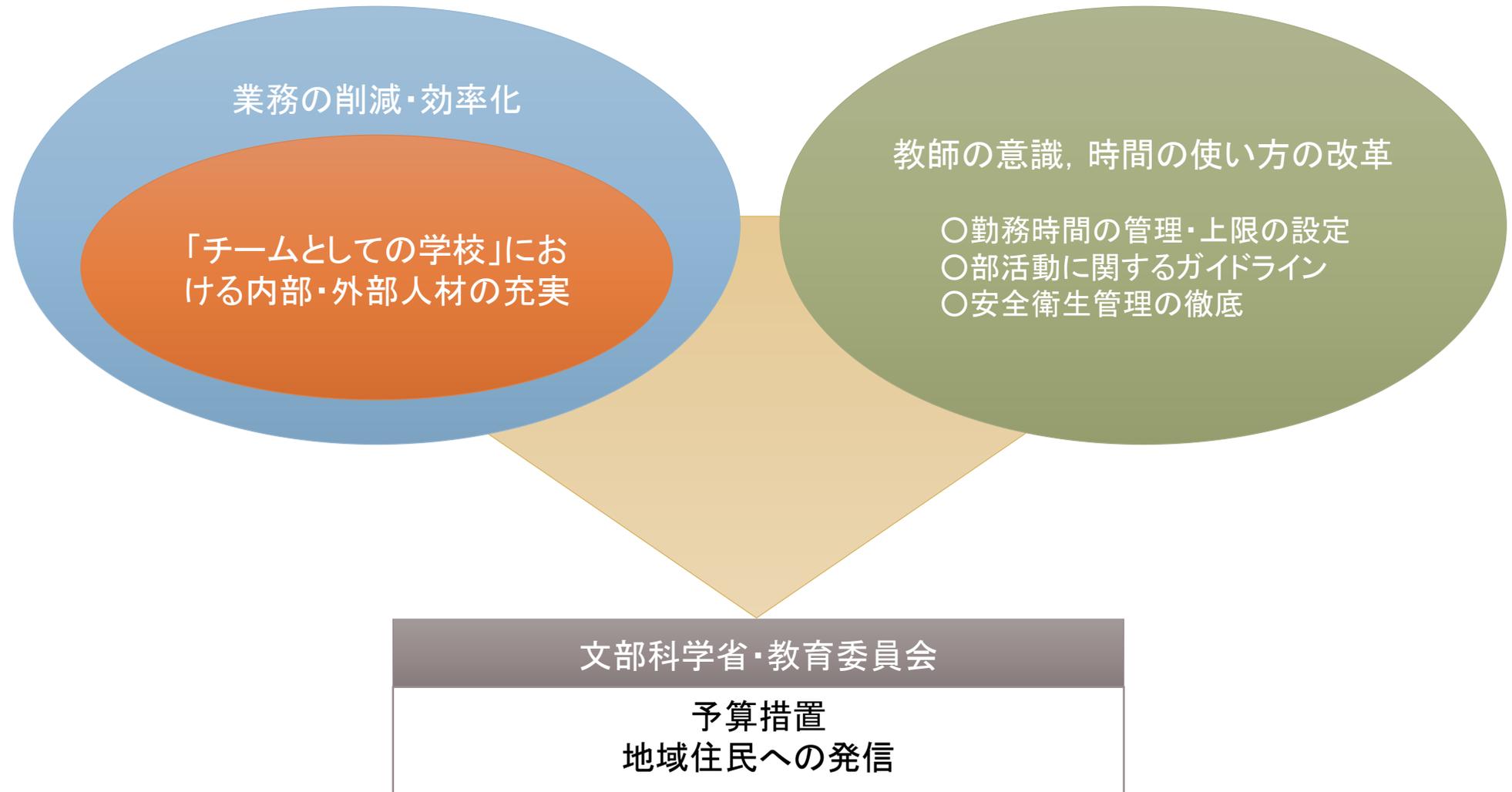
授業・授業準備・学習指導・成績処理が増加

中学校における部活動の指導時間の増加

土日の勤務時間の増加

その他

- ・家庭や地域でなすべきことが学校に委ねられ担うべき業務の範囲拡大
- ・授業教材や指導案は教師が固有のものを自作してこそ一人前との認識
- ・教師が従事する書類の作成等の業務に要する時間が長い。
- ・管理職のマネジメントが十分に働いていない。
- ・一人の教師が、非常に細分化した校務分掌を多数担う状況になっている。
- ・学校運営への多様な専門人材の参画や地域との連携、「チームとしての学校」運営が十分にできていない。
- ・自身が担任となった児童生徒に関わるあらゆる業務を自らの業務とみなして、結果的に業務の範囲を拡大し続ける状況に陥っている。
- ・労働安全衛生管理体制の整備や相談窓口等の積極的な活用への意識が十分ではない



- 教師以外の専門職員，スタッフ，地域人材を，あるいは，学校外への委託も視野に入れる。
- 役割を委ねる場合も，責任の所在を明確にし，その受皿を学校内及び地域社会で着実に整備する。
- これまで学校・教師が慣習的に行ってきた業務は他の担い手が存在しない状況を放置しない。

| 業務例 | 人材例 |
|-----------------------------------|--|
| 小学校英語教科化対応 | 小学校における英語専科担当教師 |
| 小学校における効果的な指導と教師の一人当たりの指導時間の改善の両立 | 小学校における教科担任 |
| 多様なニーズのある児童生徒に応じた指導等を補助する | 学習支援員等 |
| 理科の観察・実験の支援等を行う | 観察実験補助員 |
| 総務・財務等 | 事務職員／共同学校事務室 スクール・サポート・スタッフ |
| 学校を法的にサポートする | スクールロイヤー |
| 部活動で実技指導等を行う | 部活動指導員 ⇒将来的には，学校単位から地域単位の取組にし，学校以外が担う |
| 支援が必要な児童生徒および家庭への対応 | スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー |
| 授業準備や成績処理等を補助する | スクール・サポート・スタッフ |
| 登下校の対応や休み時間の対応 | 地域ボランティア／地域学校協働活動 |

+

外部人材確保のための人材バンクの整備

| 業務 | 削減・効率化案 |
|------------|---|
| 分掌の在り方 | <ul style="list-style-type: none"> ・細分化してきた流れを止め, 統合するなどして分掌を整理する。 <li style="padding-left: 20px;">企画委員会⇔学校評価委員会 <li style="padding-left: 20px;">学校保健委員会⇔学校安全委員会 <li style="padding-left: 20px;">教務部⇔研究部 ・会議開催回数を削減する。 |
| 計画作成 | <p>教育委員会が学校に求める学習指導, 生徒指導, 学校運営等に関する計画の作成において,</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクラップ・アンド・ビルドの視点で, 整理・合理化 ・複数の計画を一つにまとめて体系的に作成 ・教育委員会からのひな形の提示 ・簡素化 ・新たな課題への対応を求める場合には, まずは既存の各種計画の見直しで対応 |
| 教育課程の編成・実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数の編成は行わない。 |
| | <p>夏季休業期間や土日等に学校外において総合的な学習の時間の授業を可能とする。</p> <p><条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導計画上の位置付けが明確 ・家庭・地域との連携の取組が充実している ⇒週当たりの授業時数を増やすことなく, 弾力的に授業を行うことができる。 |
| 事務の適正化・効率化 | <p>事務システムの導入</p> |
| 指導要録 | <ul style="list-style-type: none"> ・文章記述欄を大幅に簡素化 ・通知表が指導要録の記載事項を全て満たす場合には代替できることも検討 |

定められた勤務時間内で業務を行うことが基本。

| | |
|--------------|--|
| 基本的な時間設定 | 適法な休憩時間を確保できるように、登下校時刻、部活動、学校の諸会議等を設定する。 |
| 夜間などにおける見回り等 | 通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務をやむをえず行う場合、勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずる。 |
| 休日出勤 | 長期休業期間に代替して変更できるようにする。 |
| 問い合わせ・連絡対応 | 災害や指導の緊急性がある場合を除き、問い合わせ対応を理由に時間外勤務をしない。 |
| | 教育委員会事務局等への連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応を行う。 |
| 部活動 | 「部活動ガイドライン」を踏まえた活動時間や休養日を設定する。 |

- 公立学校の教育職員(※)に占める精神疾患による病気休職者数は、ここ数年5,000人前後(全教育職員数の0.5%強)で推移。
- 志ある教師の過労死等が社会問題になっている。
- 一方で、労働安全衛生管理体制が未整備な状況。

| 区分 | 衛生管理者 | | | 安全衛生推進者等 | | | 産業医 | | | 衛生委員会 | | | 面接指導体制の整備状況(50人以上) | | | 面接指導体制の整備状況(50人未満) | | | ストレスチェックの実施状況(50人以上) | | | ストレスチェックの実施状況(50人未満) | | | |
|----|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|--------|--------------------|--------------|--------|--------------------|--------------|--------|----------------------|------------|----------|----------------------|------------|----------|--------|
| | 選任を要する事業場 | 選任している事業場 | 選任率(%) | 選任を要する事業場 | 選任している事業場 | 選任率(%) | 選任を要する事業場 | 選任している事業場 | 選任率(%) | 設置を要する事業場 | 設置している事業場 | 設置率(%) | 体制整備を要する事業場 | 体制整備をしている事業場 | 整備率(%) | 体制整備を要する事業場 | 体制整備をしている事業場 | 整備率(%) | 検査の実施を要する事業場 | 検査を実施した事業場 | 検査実施率(%) | 事業場 | 検査を実施した事業場 | 検査実施率(%) | |
| 学校 | 幼稚園 | 1 | 1 | 100.0% | 794 | 629 | 79.20% | 1 | 1 | 100.0% | 1 | 1 | 100.0% | 1 | 1 | 100.0% | 3,576 | 2,837 | 79.30% | 1 | 1 | 100.0% | 3,576 | 3,131 | 87.6% |
| | 小学校 | 484 | 436 | 90.1% | 17,914 | 16,558 | 92.4% | 484 | 391 | 80.8% | 484 | 433 | 89.5% | 484 | 446 | 92.1% | 18,977 | 13,832 | 72.9% | 484 | 455 | 94.0% | 18,977 | 11,503 | 60.6% |
| | 義務教育学校 | 15 | 14 | 93.3% | 32 | 29 | 90.6% | 15 | 13 | 86.7% | 15 | 13 | 86.7% | 15 | 15 | 100.0% | 33 | 29 | 87.9% | 15 | 15 | 100.0% | 33 | 21 | 63.6% |
| | 高等学校 | 2,703 | 2,702 | 100.0% | 873 | 850 | 97.4% | 2,703 | 2,633 | 97.4% | 2,703 | 2,695 | 99.7% | 2,703 | 2,692 | 99.6% | 878 | 859 | 97.8% | 2,703 | 2,698 | 99.8% | 878 | 859 | 97.8% |
| | 中等教育学校 | 23 | 23 | 100.0% | 10 | 10 | 100.0% | 23 | 23 | 100.0% | 23 | 23 | 100.0% | 23 | 22 | 95.7% | 10 | 10 | 100.0% | 23 | 23 | 100.0% | 10 | 10 | 100.0% |
| | 特別支援学校 | 863 | 828 | 95.9% | 204 | 200 | 98.0% | 863 | 794 | 92.0% | 863 | 827 | 95.8% | 863 | 825 | 95.6% | 210 | 200 | 95.2% | 863 | 831 | 96.3% | 210 | 203 | 96.7% |
| | 合計 | 4,584 | 4,444 | 96.9% | 28,425 | 26,030 | 91.6% | 4,584 | 4,274 | 93.2% | 4,584 | 4,425 | 96.5% | 4,584 | 4,456 | 97.2% | 32,481 | 24,105 | 74.2% | 4,553 | 4,494 | 98.7% | 32,481 | 20,884 | 64.30% |

(※)公立の小中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員

＜全事業所＞

定期健康診断の実施

＜常時50人以上の労働者を使用する事業所＞

- ・産業医の選任
- ・衛生委員会の設置
- ・衛生管理者の選任
- ・定期健康診断結果報告書の提出
- ・ストレスチェックの実施
- ・産業医の選任

＜常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業所＞

- ・安全衛生推進者の選任

＜その他＞

- ・産業医の選任義務がない規模の学校に関しては、教育委員会として産業医を選任し、域内の学校の教職員の健康管理等を行わせるといった工夫により、教職員の健康の確保に努める。
- ・電話等により相談する機会を充実させる。公立学校共済組合の電話相談窓口等の更なる活用を啓発。
- ・空調等の設備を整える
- ・休憩時間に教職員がざっくばらんな会話を気軽にできるような休憩室等のスペース
- ・学校の労働安全衛生管理の観点について、学校評価や、それと連動した業務改善の点検・評価に盛り込む。

| 項目 | 内容 |
|--------|--|
| 制度 | <p>○地方公共団体の条例やそれに基づく規則等に基づき、一年単位の変形労働時間制を適用することができるよう法制度上措置すべきである。導入の前提として、長期休業期間中の業務を縮減することが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業期間中の長期の部活動休養期間の設定 ・部活動指導員の一層の活用による教師の部活動指導時間の縮減 ・大会等の主催者への日程や規模等大会の在り方の見直しの検討要請 ・夏季休業期間中の研修等の精選, 受講しやすい環境の整備 <p>○能力が高い多様な人材が教育界に加わり、意欲的に教育活動を行うための養成・免許・採用・研修全般にわたる改善・見直し(中央教育審議会および文部科学省)</p> |
| 育成・評価等 | <p>○「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」において、学校組織マネジメントの観点から求められる能力を明確化し、その能力の育成・評価に努める(360度評価を実施する)。</p> <p>○初任者研修等も含め、教職員全体に対しても勤務時間を意識した働き方を浸透させるために必要な研修を実施。</p> <p>○同じような成果であればより短い在校等時間でその成果を上げた教師に高い評価を付与する。</p> |
| 留意点 | <p>○一部の教師に業務が集中して長時間勤務が常態化することのないようにする。</p> <p>○長時間勤務の傾向がある若手教師を学校組織全体の中で支えていく。</p> <p>○ミドルリーダーが中心となって若手の教師を支援・指導する。</p> <p>○学校の重点目標や経営方針に教職員の働き方に関する視点を盛り込み, 管理職がその目標・方針に沿って学校経営を行う。</p> <p>○勤務時間を意識しながらより短い時間で成果を上げることが大切であるという姿勢をそれぞれの教師が持つことができるよう、積極的な普及啓発を行う。</p> |

小学校における取組例

| 取組例 | 根拠 | 年間縮減数 | |
|---|---------------------------------------|---------------------------|--------|
| (1) 所定の勤務時間を意識した登校時間等の見直しによる出勤時刻の適正化 | 平日45分 × 約200日(長期休業を除く平日) | 約150時間 | |
| (2) 学校徴収金の徴収・管理やその他の事務に係る負担軽減 | 平日 5分 × 約200日(長期休業を除く平日) | 約 15時間 | |
| (3) 児童の休み時間における対応や校内清掃等への地域人材の参画 | 平日30分 × 約200日(長期休業を除く平日) | 約100時間 | |
| (4) 担当授業時数等の軽減 | ①総合的な学習の時間の4分の1を家庭・地域等と連携した学校外学習に位置付け | 授業時数70単位時間 × 45分 × 1/4 | 約 15時間 |
| | ②授業(補助)として入る時間等の見直し | 平日20分※ × 約200日(長期休業を除く平日) | 約 70時間 |
| (5) 統合型校務支援システムの活用による成績処理等に係る負担軽減 | 平日30分※ × 約245日(勤務日) | 約120時間 | |
| (6) 校務の整理, サポートスタッフ配置, 退勤時刻設定のルール化, 留守番電話設置等による負担軽減 | 毎月5時間※ × 12か月 | 約 60時間 | |
| (7) 学校行事の外部人材の参画等による効果的・効率的な実施 | 平日 5分 × 約200日(長期休業を除く平日) | 約 15時間 | |

計 約545時間

中学校における取組例

| 取組例 | 根拠 | 年間縮減数 | |
|---|---|--|------------------|
| (1) 所定の勤務時間を意識した登校時間等の見直しによる出勤時刻の適正化 | 平日48分※ × 約200日(長期休業を除く平日) | 約160時間 | |
| (2) 学校徴収金の徴収・管理やその他の事務に係る負担軽減 | 平日 5分 × 約200日(長期休業を除く平日) | 約 15時間 | |
| (3) 生徒の休み時間における対応や校内清掃等への地域人材の参画 | 平日30分 × 約200日(長期休業を除く平日) | 約100時間 | |
| (4) 中学校の部活動指導の適正化 | ①スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」で示された活動時間等の遵守(学期中: 平日1日・休日1日の休養日) | 平日41分 × 43週(52週－長期休業9週) 休日2時間9分 × 43週(52週－長期休業9週) | 約 30時間 約 90時間 |
| | ②部活動指導員等の外部人材の活用(学期中: 平日1日・休日1日, 長期休業中: 20日) | 学期中(上2行の合計と同じ) | 約120時間 |
| | | 長期休業中: 20日 × 2時間9分 | 約160時間 |
| (5) 担当授業時数等の軽減 | 総合的な学習の時間の4分の1を家庭・地域等と連携した学校外学習に位置付け | 授業時数70単位時間 × 50分 × 1/4 | 約 15時間 |
| (6) 統合型校務支援システムの活用による成績処理等に係る負担軽減 | 平日30分※ × 約245日(勤務日) | 約120時間 | |
| (7) 校務の整理, サポートスタッフ配置, 退勤時刻設定のルール化, 留守番電話設置等による負担軽減 | 毎月5時間※ × 12か月 | 約 60時間 | |
| (8) 学校行事の外部人材の参画等による効果的・効率的な実施 | 平日 5分 × 約200日(長期休業を除く平日) | 約 15時間 | |

計 約885時間

| | | |
|-------------|---|--|
| 対象となる「勤務時間」 | 外形的に把握することができる時間。下の考え方に基づく「在校等時間」を本ガイドラインにおける「勤務時間」とする。 | |
| | 校内 | 所定の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除く。 |
| | 校外 | 職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、職務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象とする。 各地方公共団体で定める方法によるテレワーク等によるものについても合算する。 |
| 休憩時間を除く。 | | |
| 上限の目安時間 | 原則 | ①1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えない。 ②1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えない。 |
| | 特例 | ①臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えない。 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6か月までとする。 |
| | | ②1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満とする。 連続する複数月(2か月, 3か月, 4か月, 5か月, 6か月)のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えない。 |
| 実効性の担保 | 教育委員会 | ①本ガイドラインを参考にしながら、所管内の方針等を策定する。 ②方針等の実施状況を把握した上で、役割分担や適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。 ③人事委員会と方針等について認識を共有し、専門的な助言等を受けるなど連携を強化する。 |
| | 教育委員会 文部科学省 | 保護者・社会全体が本ガイドラインや方針等の内容を理解できるよう、広く周知を図る。 |
| | 文部科学省 | 各教育委員会の取組の状況を把握し、公表する。 |
| 留意事項 | <p>○本ガイドラインは、上限の目安時間まで教師等が在校したうえで勤務することを推奨する趣旨ではない。</p> <p>○在校時間はICTの活用やタイムカードにより客観的に計測。校外の時間も本人報告等を踏まえできるだけ客観的に計測。</p> <p>○休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守する。在校等時間が一定時間を超えた教師への医師による面接指導等を実施。</p> <p>○退庁から登庁までに一定時間を確保する。</p> <p>○年次有給休暇等まとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進する。</p> <p>○心身の健康問題についての相談窓口を設置し、産業医等による助言・指導、保健指導を実施する。</p> <p>○真に必要な教育活動をおろそかにしたり、虚偽の記録を残したりするようなことがあってはならない。</p> <p>○自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本ガイドラインのそもそもの趣旨に反する。</p> | |

| | | |
|----------------|--|---|
| 主な対象 | <ul style="list-style-type: none"> ○中学校とする。 ○高等学校についても、本ガイドラインを原則として適用し、速やかに改革に取り組む。 | |
| 活動時間および休養日等の基準 | 学期中 | 週当たり2日以上 ¹ の休養日(平日に少なくとも1日、週末に少なくとも1日以上。) 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。 |
| | 長期休業中 | 休養日の設定は、学期中に準ずる。さらにある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。 |
| | 1日の活動時間 | 平日では2時間程度まで、学校の休業日は3時間程度まで |
| 都道府県の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ○活動時間及び休養日の設定等適切な運動部活動の取組に関する「運動部活動の在り方に関する方針」を策定する。 ○運動部顧問・指導者及び管理職を対象とする研修等を行う。 ○法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。 | |
| 学校設置者の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県の方針を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定し、休養日及び活動時間等を明記する。 ○学校の活動方針、活動計画を効率的に策定できるよう様式の作成を行う。 ○部活動指導員を積極的に任用し、配置する。 | |
| 校長の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校設置者の方針に則り、毎年度「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。 ○活動方針および運動部顧問が作成する活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。 ○適正な数の運動部を設置する。 ○顧問の決定に当たっては、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行う。 ○各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、指導・是正を行う。 | |
| 運動部顧問の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ○年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。 | |
| さまざまな工夫 | <ul style="list-style-type: none"> ○定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市区町村共通の部活動休養日を設ける。 ○競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行える運動部を設置する。 ○複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。 ○学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を推進する。 ○関係団体等は、部活動指導員の任用・配置や、指導者等に対する研修等に協力する。 ○学校管理下ではない活動に対して学校の負担が増加しないことに留意しつつ、学校施設の開放を推進する。 ○単一の学校からの複数チームの参加、複数校合同チームの全国大会等への参加、学校と連携した地域スポーツクラブの参加などの参加資格の在り方の見直し。 ○参加生徒のスポーツ障害・外傷の予防の観点から、大会の規模もしくは日程等の在り方、スポーツボランティア等の外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直し。 ○都道府県中学校体育連盟等の組織及び学校設置者は大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに各学校の運動部が参加する大会等の数の上限の目安等を定める。 ○校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。 | |

| | | |
|----------------|--|---|
| 主な対象 | ○中学校とする。 ○高等学校についても、本ガイドラインを原則として適用し、速やかに改革に取り組む。 | |
| 活動時間および休養日等の基準 | 学期中 | 週当たり2日以上 ¹ の休養日(平日に少なくとも1日、週末に少なくとも1日以上。) 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。 |
| | 長期休業中 | 休養日の設定は、学期中に準ずる。さらにある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。 |
| | 1日の活動時間 | 平日では2時間程度まで、学校の休業日は3時間程度まで |
| 都道府県の役割 | ○活動時間及び休養日の設定等適切な文化部活動の取組に関する「文化部活動の在り方に関する方針」を策定する。 ○文化部顧問・指導者及び管理職を対象とする研修等を行う。 ○法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。 | |
| 学校設置者の役割 | ○都道府県の方針を参考に、「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定し、休養日及び活動時間等を明記する。 ○学校の活動方針、活動計画を効率的に策定できるよう様式の作成を行う。 ○部活動指導員を積極的に任用し、配置する。 | |
| 校長の役割 | ○学校設置者の方針に則り、毎年度「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。 ○活動方針および文化部顧問が作成する活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。 ○適正な数の文化部を設置する。 ○顧問の決定に当たっては、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行う。 ○各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、指導・是正を行う。 | |
| 文化部顧問の役割 | ○年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。 | |
| さまざまな工夫 | ○定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市区町村共通の部活動休養日を設ける。 ○技能等の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行える文化部を設置する。 ○複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。 ○学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備。 ○関係団体等は、部活動指導員の任用・配置や、指導者等に対する研修等に協力する。 ○学校管理下ではない活動に対して学校の負担が増加しないことに留意しつつ、学校施設の開放を推進する。 ○単一の学校からの複数グループの参加、複数校合同グループの大会等への参加、学校と連携した団体等の参加などの参加資格の在り方の見直し。 ○都道府県中学校文化連盟等の組織及び学校設置者は大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の文化部が参加する大会等の数の上限の目安等を定める。 ○校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。 | |

<学校の指導・運営体制等と教員の勤務時間の関係>

| 番号 | テーマ | 小学校 | 中学校 |
|-----|----------------------------------|--|--|
| ①-1 | どのような業務によって教諭の勤務時間に個人差が生じているか | 「授業準備」「学校行事」「成績処理」 | 「部活動・クラブ活動」「授業準備」「学校行事」「学年・学級経営」「成績処理」 |
| ①-2 | 学校間で勤務時間のバラつきが多い業務 | 「授業(主担当)」「授業準備」「学校行事」 | 「授業(主担当)」「部活動・クラブ活動」「授業準備」「成績処理」「学校行事」 |
| ② | 各学校の人材配置や取組が教諭の勤務時間にどのような影響を与えるか | 人材配置や取組によりある業務の時間は減少するが、その分、別の業務時間が増えることが多く、「総勤務時間」の減少までには至らないことが多い。 | |
| ③ | 教員1人あたりの児童生徒数 | 教員1人あたりの児童生徒数が少ないことは「総勤務時間」の減少につながる。 | |
| | | 教員1人あたりの事務職員数, 短時間勤務教員の時間数, 学習支援員の時間数が多いことは、「総勤務時間」や授業準備や成績処理など(差の大きい)「教育(授業関係)」の時間を減少させている。 | 教員1人あたりの学校事務の補助員の時間数が多いと「総勤務時間」の減少につながる。 |
| ④ | その他 | ノー残業デーや調査週の土日に行事がないことが、「総勤務時間」の減少に効果が見られた。 研究指定校や学校・地域交流行事の実施回数は、「総勤務時間」を増加させている。 | 「部活」時間は、学校・地域交流行事, 土曜日学習指導, 土日行事などがあるとマイナスとなる(逆に言えば, 学校全体でイベントや特別な取組がない限り, 部活動で時間を埋めてしまう)。 |
| | | 教諭の勤務時間の減少には, ある程度, 外部からの制限が有効といえる。 | |

<教員の指導環境と業務負担との関連>

| 番号 | テーマ | 小学校 | 中学校 |
|----|--|---|---|
| ① | 週の学内勤務時間が長く、長時間勤務に配慮する必要がある教諭の特性(個人単位) | 「年齢が若い」「担任学級児童生徒数が多い」「6歳児未満の子供がいない」「教務主任」「学年主任」「校務分掌数が多い」「男性」「通勤時間が短い」教諭 | |
| | | 「特別支援教育コーディネーター」「教科主任」「現在校勤務年数が短い」教諭 | 「部活動日数が多い」「正規職員」「生活・生徒指導主任」「進路指導主任」「現在校勤務年数が長い」教諭 |
| | 学校単位の平均学内勤務時間が長い学校 | 「教員1人当たり児童数が多い」「子供がいない教諭が多い」「通常学級数が少ない」「通勤時間が短い」「平均年齢が若い」「土日に行事がある」「ノー残業デー実施回数が少ない」「研究指定校である」 | 「教員1人当たり生徒数が多い」「出勤システム管理を導入していない」「部活動顧問割合が高い」「平均年齢が若い」「正規任用比率が高い」 |
| ② | その他 | 小・中学校教諭の週全体の学内勤務時間は、学校間による差異が大きい | |
| | | 家事や育児を理由に、学校での勤務時間が短い教諭が一定数いる | |

<中学校教員の部活動指導について>

| 番号 | 中学校 |
|----|---|
| ① | 10年間で部活動の活動時間が「0時間」の顧問が減少しており、特に運動部顧問で顕著である。 |
| ② | 運動部活動ガイドラインが定める土日3時間の基準値を超えている運動部顧問は、土日に活動している顧問の9割を超える。 |
| ③ | 土曜日に活動時間が0時間の運動部顧問が10年前よりも約18%の減少となっている。 |
| ④ | 運動部顧問の1週間当たりの活動時間12時間未満である顧問の割合は全体の5割を占めるものの、基準値を超える週12時間以上部活動に従事する顧問も3割程度存在する。 |
| ⑤ | 文化部顧問は1週間当たりの活動時間が12時間未満である顧問が全体の約85%を占めている。 |
| ⑥ | 平日の活動時間が長くなるほど土日の活動時間も長い。 |

<個人のストレスに関する分析>

| 番号 | テーマ | 結果 |
|----|-----------------|--|
| ① | 教諭の仕事のストレス負荷の特徴 | 管理職, 講師, 養護教諭, 栄養教諭と比較し, 仕事の量的負荷が高く, 時間的裁量度が低かった。その結果, 出現するストレス反応が高く, メンタルヘルス状態が不良であった。 |
| ② | ストレス反応の出現形式 | 男女ともに20代でストレス反応が高値でメンタルヘルスの状態は不良であり, 年齢を経るに従って徐々にストレス反応は低下 |
| | | 男女差では, 女性のストレス反応が高値でメンタルヘルス状態が不良であった。 |
| ③ | 勤務時間について | 勤務時間が一定を超えて長くなるほど, ストレス反応が高値となり, メンタルヘルスの状態が悪化する傾向 |
| ④ | 部活動指導について | 担当の有無・担当日数そのものではストレス反応の出現には差はなかった。指導に関する必要な技能を備えているか否かによって, ストレス反応の程度が異なり, 必要な技能を備えていない群においてメンタルヘルスの状態が悪かった。 |
| ⑤ | 勤務年数について | 正規の勤務年数1年目と2年目の若手の教諭は「仕事は質的に難しい」と感じており, その結果としてメンタルヘルスの状況が悪くなる傾向がある。 |
| ⑥ | その他 | 教員は, その基本属性によって負担を感じやすい業務が異なっている。 |

<ストレスの要因(業務時間, 個人の要素に着目して分析) >

| 番号 | 小学校 | 中学校 |
|----|--|---|
| ① | <ul style="list-style-type: none"> ・1週間の総勤務時間が長くなるほど, ストレスを感じる傾向にある。 ・「保護者・PTA 対応」を行った日の方が, 行っていない日よりストレス値が高い。 ・「生徒指導(個別)」「個別の打ち合わせ」など個別対応の業務にストレス値が高い。 | |
| ② | <p>「授業準備」「学校行事」「授業(主担当)」「保護者・PTA 対応」「朝の業務」「職員会議・学年会などの会議」「学年・学級経営」「事務(その他)」「個別の打ち合わせ」「生徒指導(個別)」「成績処理」「事務(学納金関連)」にかかる勤務時間が長くなると, ストレスを感じる傾向にある。</p> | <p>「授業準備」「学年・学級経営」「学校行事」「校務としての研修」「朝の業務」「成績処理」「生徒指導(個別)」「地域対応」にかかる勤務時間が長くなると, ストレスを感じる傾向にある。「休憩」の時間が長くなると, ストレスを感じにくくなる傾向にある。</p> |
| ③ | <ul style="list-style-type: none"> ・女性であること ・年齢が高くなること ・要介護者がいること ・学級担任をもつ児童数に占める特別な教育的支援を要する児童比率が高くなること <p>これら4つの要因により, 教諭はストレスを感じやすくなる。しかし, 女性の場合は自宅に要介護者がいてもストレスを感じにくい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・女性であること ・子どもがいること ・学級担任をもつ生徒のうち特別な教育的支援を要する生徒比率が高くなること <p>これら3つの要因により教諭はストレスを感じやすくなる。しかし, 子どもがいても女性であればストレスを感じにくい。</p> |

<教員の勤務時間に関するデータの特性>

| 番号 | 結果 |
|----|--|
| ① | 教員の勤務時間縮減に向けた施策は, 元々勤務時間が長い学校から導入されていると考えられるため, 施策が導入されている学校の方が勤務時間が長い, という現象がみられる。 |
| ② | 特定の業務に関する従事時間を縮減する施策の効果が挙げた場合でも, 「空いた時間」を別の業務に振り分ける傾向がみられる。教職の特質とされる「無限定性」が勤務時間に反映されている状況と言えるが, 全般的な業務改善を考えるためには, この特質への対応が求められることになる。 |
| ③ | 小学校・中学校のいずれにおいても, 校内インフラの整備が勤務時間を縮減する効果が観察された。 |

- ・時間外勤務時間の削減
- ・定時退庁日の設定
- ・年次有給休暇の取得促進
- ・タイムカード等の導入による勤務時間管理
- ・学校閉庁日の設定
- ・部活動の活動時間の制限
- ・部活動休養日の設定
- ・部活動指導員の配置
- ・放課後、土日祝日の留守番電話等の導入
- ・校務支援システムの導入と活用促進
- ・給食費の公会計化

横浜市「教職員の働き方改革プラン」

| | |
|-------------------------|----|
| 1 働き方改革を進める理由 | |
| (1) 看過できない教職員の業務実態 | 2 |
| (2) 多様化・複雑化する学校現場 | 6 |
| (3) 必要性高まる教職員の学びの時間 | 7 |
| (4) 育児や介護等を抱える教職員の増加 | 8 |
| 2 取組姿勢・達成目標 | 9 |
| 3 重点戦略 | |
| 戦略1 学校の業務改善支援 | |
| (1) ICT等を活用した業務改善支援 | |
| (2) 働きやすい物的環境の整備 | 16 |
| (3) 家庭と仕事の両立支援 | 18 |
| 戦略2 学校業務の適正化、精査・精選 | |
| (1) 学校業務の適正化 | 19 |
| (2) 学校業務の精査・精選 | 22 |
| 戦略3 チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実 | |
| (1) 教職員配置の工夫、チーム体制の構築 | 26 |
| (2) 学校をサポートする専門スタッフ等の配置 | 27 |
| 戦略4 教職員の人材育成・意識改革 | |
| (1) 勤務実態の把握、マネジメントの推進 | 34 |
| (2) 意識啓発・研修 | 36 |
| 4 教職員の働き方改革の着実な推進に向けて | 39 |

「広島市の学校における働き方改革推進プラン」

| | |
|-------------------|----|
| 1 学校における働き方改革の背景 | 1 |
| 2 本市のこれまでの取組 | 1 |
| 3 本市の学校における教職員の状況 | 2 |
| (1) 勤務時間外の月平均在校時間 | |
| (2) 年次有給休暇の取得日数 | |
| (3) 負担感・多忙感の大きな業務 | |
| 4 プランの策定 | 4 |
| (1) 位置付け | |
| (2) 計画期間 | |
| 5 達成目標 | 6 |
| (1) 長時間勤務の解消 | |
| (2) 休暇取得の促進 | |
| 6 働き方改革の取組事項 | 8 |
| (1) 取組の視点 | |
| (2) 取組項目 | |
| 7 推進に当たった基本的な考え方 | 25 |
| (1) 推進方針 | |
| (2) 推進に向けた役割 | |

福岡市「教職員の業務改善のための実施プログラム」 「業務改善のための取組について」(目次)

| | |
|----------------------------|-----|
| 1. 実施プログラム策定の趣旨と背景 | P1 |
| 2. 今後の業務改善の取組みの方向性について | |
| (1) 目的 | P2 |
| (2) 各主体の役割(意識の醸成、共有(取組方針)) | P2 |
| ① 教育委員会 | |
| ② 学校(園) | |
| 3. 具体的な業務改善(取組みの柱)について | |
| (1) 長時間勤務の解消に向けた取組み | P3 |
| (2) 業務改善と環境整備に向けた取組み | P3 |
| (3) 業務改善に向けた学校マネジメントの推進 | P6 |
| (4) 部活動指導に関わる負担の軽減 | P6 |
| 4. 今後の業務改善の取組みの進め方について | |
| (1) 教育委員会における業務改善の取組み | P7 |
| (2) 学校(園)における業務改善の取組み | P7 |
| (3) 実効性確保のための取組み | P7 |
| 資料1. 学校現場の現状・課題とこれまでの取組み | |
| (1) 学校現場の現状・課題 | P8 |
| ① 勤務実態調査について | |
| (平成26年福岡市調査:小・中・特別支援学校) | |
| (平成29年福岡市調査:高等学校) | |
| ② 「業務改善アンケート」の結果について | |
| (平成28年福岡市調査:小・中・特別支援学校) | |
| (平成29年福岡市調査:高等学校) | |
| (2) 教育委員会のこれまでの取組み | P24 |
| ① 長時間勤務の解消に向けた取組み | |
| ② 業務改善と環境整備に向けた取組み | |
| ③ 業務改善に向けた学校マネジメントの推進 | |
| ④ 部活動指導に関わる負担の軽減 | |
| 資料2. 学校が取り組む具体的な実践事例について | |
| (1) 長時間勤務の解消に向けた取組み | P27 |
| (2) 業務改善に向けた学校マネジメントの推進 | P29 |
| (3) 部活動指導に関わる負担の軽減 | P30 |

熊本市「学校改革！教員の時間創造プログラム」

| | |
|---------------------------|----|
| 第I編 プログラムの策定にあたって | 1 |
| (1) プログラム策定の目的 | 1 |
| (2) プログラム策定の背景 | 1 |
| (3) プログラムの期間 | 1 |
| (4) プログラムの対象 | 1 |
| (5) プログラムの構成 | 2 |
| (6) プログラムの位置づけ | 2 |
| (7) プログラムの進行管理 | 2 |
| 第II編 目標 | 3 |
| 第III編 取組方針と具体的取組 | 4 |
| 体系図 | 4 |
| 取組方針1 仕事の総量を減らします | 5 |
| (1) 校務支援システムの導入 | 5 |
| (2) ICTを活用した教材の共有化 | 6 |
| (3) 給食費の公会計化と学校徴収金のシステム管理 | 7 |
| ア 給食費の公会計化 | 7 |
| イ 学校徴収金のシステム管理 | 7 |
| (4) 事務機能の強化 | 8 |
| (5) 諸調査の精査及び削減 | 8 |
| (6) 各種事務の精査及び削減 | 9 |
| 取組方針2 マンパワーを充実します | 10 |
| (1) 再任用短時間教員の活用 | 10 |
| (2) 外国語専科教員等の配置(小学校) | 11 |
| (3) 部活動指導員の配置 | 11 |
| ア 運動部活動 | 11 |
| イ 文化部活動 | 12 |
| (4) SSWの拡充 | 13 |
| (5) 学校支援ボランティアの活用 | 13 |
| 取組方針2に関連する既存の取組 | 14 |
| 取組方針3 時間を意識した働き方を徹底します | 15 |
| (1) 学校閉庁日の設定 | 15 |
| (2) 留守番応答電話の設置 | 16 |
| (3) タイムカードによる全教職員の勤務時間の把握 | 16 |

- 小学校で休日の出勤がほぼなくても、平均2時間15分以上の残業は原則としてできない。平均して19時30分までには退庁。
- 中学校でほぼ毎週1回部活で休日出勤をすると、平均1時間15分以上の残業は原則としてできない。平均18時30分までには退庁。

<小学校> 休日出勤が無いとして

$$45\text{時間} \div 20\text{日} = 2\text{時間}15\text{分} / \text{日}$$

<中学校> 休日出勤が週に1回5時間あるとして

$$(45\text{時間} - 5\text{時間} \times 4\text{日}) \div 20\text{日} = 1\text{時間}15\text{分} / \text{日}$$

ただし、年間360時間に収めるためには

| 45時間残業をした月数 | 残りの月で残業可能な平均時間 |
|-------------|----------------|
| 5か月 | 19時間 |
| 6か月 | 15時間 |
| 7か月 | 9時間 |
| 8か月 | 0時間 |

1年のうち6か月45時間残業をすると、残りの6か月は平均15時間の残業に収めなければ原則を達成できない。